沖車協　第 60 号／平成２９年　４月発行　　発行者/沖縄県自動車車体整備協同組合

ＡＢＡだより

≪４月定例理事会報告≫　４月１２日（水）組合事務所にて

議　案

１・技能検定（金属塗装・工場板金）への対応
２・技能５輪選手育成専門委員会　４月 26 日（水）
３・封印取付委託要領の件
４・**１日１回あば沖縄ＨＰ検索運動　　検索上位に！**
５・青年部会活動報告

報　告

１・下期環境測定実施収支報告
２・オートサービスショウ 2017　６月１日(木)～3 日(土)
３・岐阜県車体組合 60 周年記念式典　川上相談役出席
４・公論出版の新刊書籍　斡旋事業
５・新規組合員　**㈱　東日産自動車**　浦添市仲西在
６・労働安全衛生法に基づく**５月講習会**―別紙

●日車協連　『見える化』工場の名称
優良車体整備事業者の認定基準　　決まる！

名称　　<u>先進安全自動車対応　優良車体整備事業者</u>

認定工場の種類

１・汎用スキャンツール設置事業者(電子制御システム整備作業)
２・スーパーハイテン対応スポット溶接設置事業者(新材料溶接作業)

認定工場の基本となる基準

１優良認定の車体整備作業(1 種及び 2 種)又は日車協連推奨工場
２自動車分解整備事業の認証工場
３車体整備士が在籍している

汎用スキャンツール設置認定事業者の基準

・汎用スキャンツールを保有(日車協連：認定機種)
・整備振興会認定のコンピューターシステム診断認定店の取得
・電子制御システム整備作業講習を受講した車体整備士が在籍

スーパーハイテン対応スポット溶接設置事業者の基準（次年度計画）

・ハイテン対応スポット溶接設置事業者(日車協連：認定機種)
・新素材溶接作業講習を受講した車体整備士が在籍

以上の条件で初期認定を実施致します。認定基準取得に向けた対応を実施してください。組合として以下の取組を計画します。

１・電子制御システム整備作業講習会の開催予定（8 月中旬）
２・車体整備士講習会（10～3 月）への募集案内

●日車協連　福祉共済制度キャンペーン実施中！！！

《主な特徴》　　月払掛金　１口 1,200 円～

１・格安な掛金で高額の保障が得られます
２・保険期間は１年なので毎年保障の見直しができます
３・医師の診査はなく告知書扱いで加入できます
４・業務中・業務外を問わず２４時間保障されます
５・１年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

●新規組合員　紹介　　平成 29 年 5 月 1 日

(株)東日産自動車　　代表者取締役　赤嶺英仁
浦添市仲西 1-7-1　　TEL　878-4019

●「消費税の転嫁カルテル」
消費税の転嫁の方法の決定の係る行為

１・各事業者がそれぞれ自主的に定められている技術料本体価格（指数対応単価又はレバレート）に消費税額分を上乗せする旨の決定
２・消費税引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を切捨て・切上げ等を合理的な範囲で処理する決定。但し、価格統一の決定は不可、また参加事業者の３分の２以上が中小企業であること

つまり

平成２６年４月に消費税が５%から８%に引上げられましたが、消費税率の引上げに伴い消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するため、平成２５年１０月から**『消費税転嫁対策特別設置法』**施行されました。

これにより、<u>消費税の転嫁決定に係る『転嫁カルテル』が独占禁止法の適用外</u>となりました。

共同行為の実施や参加については、個別の事業者及び事業団体の自主的判断に委ねられていて**『消費税転嫁対策特別設置法』**が共同行為の実施等を義務付けるものではありません。

●技能検定（金属塗装・打出し板金）受検者決定！

１・金属塗装　７名
２・打出し板金　５名

来年　平成 30 年 11 月　技能五輪全国大会　沖縄で開催
金属塗装　１名・打出し板金２名　参加決定

●通常総会開催のお知らせ

平成 29 年度の通常総会の開催日が、平成 29 年 5 月 26 日金曜日に決定ですのでお知らせ致します。皆様方にはスケジュール等調整頂きまして是非とも御出席下さいますようお願い申し上げます。

日時　平成 29 年 5 月 26 日の金曜日
会場　浦添市てだこホール「市民交流室」

１・平成 28 年度事業報告及び決算関係書類承認の件
２・平成 29 年度事業計画及び収支予算設定承認の件
３・消費税転嫁カルテル共同行為の件
４・役員改選

●有償運送許可講習(平成 29 年度)のご案内

3 年更新となって今年 11 月に講習会を開催します。
組合外の関係工場も受講可能ですので、お知らせ下さい

●有機溶剤中毒予防規則

★有機溶剤とは？
・他の物質を溶解・洗浄抽出などの用途で使用される、液体の有機化合物のこと
★有機溶剤の特徴
・健康に悪影響がある。
・燃焼する
・比重が小さく、水より軽い
・蒸気比重が空気より大きい
・電気抵抗が高い/静電気が帯電しやすい
★健康への影響
・全ての化学物質は、大量に体内に吸収されれば、有害である
★人体への侵入ルート
・呼吸/食道/皮膚から吸収
★解毒作用
・有機溶剤は主に肝臓で解毒される
・解毒されなかった有機溶剤は対象となる臓器に悪影響を与える
・神経障害/造血障害/肝障害/腎障害など
【事業者の基本責任】
・定められた掲示物
・作業環境測定
・健康管理/健康診断
・労働衛生保護具の着用
・吸収缶・ろ過材の交換
☆対応は各自確認の上行つて下さい(割愛)

●特定化学物質障害規則

★特定化学物質とは？
・労働者に健康被害を発生させる物質として、安衛法で定められた科学物質（ガン等の慢性、遅発生障害を引き起こす可能性が高い物質のこと）
・特化則は 2013 年 1 月に改定。続いて 2014 年 11 月に追加改定されている
★主な対応
・特殊健康診断診断と環境測定の実施　（年 2 回/30 年保存）
・作業主任者の選任
・掲示物の追加等々

●労働基準監督署立入り対応

この数年、鈑金塗装工場への労基立入りが相次いでいる
★対応問い合わせが増えている内容として
・タイムカード
・危険物
・ＳＤＳ
・環境測定
・特化則(健康診断)
・有機則など
・標板パネルの掲示

●消防関係

★危険物の保管
・特定数量 0.1～1 未満の場合管轄する消防署への届出が必要
・小量危険物の設備基準に準じた危険物庫が必要
・最近は、消防と労基が連携しているとの見方もあります。
★騒音
・1 台あたり、７．５kw 以上の原動機を使用したコンプレッサーや送風機を設置した際は届出が必要
・市町村役所へ相談

●まとめとして

★有機溶剤は有害である有機則、特化則のルールに従い使用することでリスクは減らせる
★ルールは法律で決まっている
★作業をする人、全員にルールを徹底してもらうことを事業主は考える
★ＣＳＲを遵守することで自社工場は、他工場と比べても利害関係者に優しい優良工場となる

●リスクアセスメント

危険を客観的に評価することである。すなわち、職場の潜在的な危険性又は有害性をみつけだし、これを除去、低減するための手法である。

《追伸》
平成２９年１月１日より特化則追加項目
★「パテ取扱作業時の皮膚の露出を防ぐ保護衣が義務付け」となりました。

★ＣＳＲついて
・ＣＳＲは次の項目から構成されている
１・公益責任
企業の利益を上げる社会に益をもたらす
２・公共責任
コンプライアンスルールを守る
３・存在責任
社会に貢献する・存在価値

●標板パネル（注意事項・各種作業主任者職務・エチルベンゼン）等の掲示　（組合事務局注文受付中）
●有機溶剤環境測定　H29 年 9 月・H30 年 3 月に実施
●有機溶剤・特化物・乾燥設備作業主任者技能講習
（問い合わせは事務局へ）